

セーフティネット対応資金

(ア) 融資条件等

令和5年9月1日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号（大型倒産、突発的災害等）までのいずれかに該当する特定中小企業者</p> <p>※ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合、新規融資のみでの利用は、令和5年9月末までに市町村に認定申請し、令和5年10月末までに保証機関が保証申込受付したものに限り。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能。</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号（不況業種、金融機関合理化等）のいずれかに該当する特定中小企業者</p> <p>※ 国のセーフティネット保証制度に対応しています。</p>
使途	運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円
利率	1年以内：年1.6%、1年超3年以内：年1.8%、3年超5年以内：年1.9% 5年超7年以内：年2.1%、7年超10年以内：年2.2%
信用保証料率	融資対象者の欄 (1) 年0.65% (2) 年0.62%
割引料率	鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割り引きます。 ※ 該当する場合は登録証の写しが必要です。
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
申込先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
借入申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式） ○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○特定中小企業者認定書 ○鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し ○その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

○その他融資条件の詳細な内容については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

